令和元年 (2019年) 12月9日

審查庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会 会 長 一 寸 木 吉 久

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について(答申)

令和元年(2019年)7月2日付け環政第38号で諮問(諮問第28号)のあった公文書 一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求(以下「本件請求」という。)に対し、小田原市長(以下「実施機関」という。)が行った公文書一部公開決定処分(以下「本件処分」という。)を変更して、公開をしない部分の概要(各委託業務共通)のうち、業務委託契約書(仕様書含む)中の受注者に係る代表者印の印影部分は除き、業務執行調書中の予算額並びに落札予定価格(書類)中の落札予定価格、入札書(見積書)比較価格、予算額及び予算額に対する落札予定価格の割合については、公開すべきである。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、平成31年3月1日付けで、小田原市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第1項の規定に基づき、「平成30年度におけるごみ収集・運搬業務、リサイクルセンター等運転業務、蛍光灯ほか収集運搬業務、小動物収集及び焼却処理等業務、並びに、大型ごみコール制収集運搬業務の5業務に係る業務委託契約書(仕様書含む)、業務執行調書及び落札予定価格(書類)」(以下「本件文書」という。)について、本件請求を実施機関に対し行った。

なお、本件文書のうち、業務委託契約書(仕様書含む)には、発注者及び受注者の氏名及び押印がされている(発注者印:小田原市長印、受注者印:社印及び代表者印)。

また、本件文書のうち、業務執行調書は、契約事務執行において指名業者を選定する際に作成する調書であり、業務件名、予算額、指名する業者名並びに指名業者を決定する決裁権者の職名、氏名及び押印がされている書類である。

さらに、本件文書のうち、落札予定価格(書類)は、入札の際に、業者が入れる札の 価格を照合するために用いる書類であり、業務件名、落札予定価格、入札書(見積書) 比較価格、予算額及び予算額に対する割合並びに決裁権者の職名、氏名及び押印がされ ている書類である。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、平成31年3月15日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、各委託業務共通で、公開をしない部分の概要及び公開をしない理由を次のとおりとした。
 - (1) 業務委託契約書(仕様書含む)中の受注者に係る代表者印の印影

条例第8条第5号に該当し、公にすることにより、受託者の財産の保護に支 障があるため。

(2) 業務執行調書中の予算額

条例第8条第4号イに該当し、市が行う契約に係る事務に関し、公にすることにより、市の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため。

(3) 落札予定価格(書類)中の落札予定価格、入札書(見積書)比較価格、予算額及び予算額に対する落札予定価格の割合

条例第8条第4号イに該当し、市が行う契約に係る事務に関し、公にすることにより、市の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため。

3 審査請求人は、本件処分の公開をしない部分の概要のうち、業務執行調書中の予算額並びに落札予定価格(書類)中の落札予定価格、入札書(見積書)比較価格、予算額及び予算額に対する落札予定価格の割合(以下「公開を求める部分」という。)について、公開をしないとしたことに不服があるとして、平成31年3月26日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、審査庁(小田原市長)に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、平成31年3月28日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、平成31年4月17日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和元年5月15日付けで弁明書を送付すると共に、 反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、令和元年5月28日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は小田原市総務部契約検査課長を参考人とし、令和元年6月 11 日付けで 参考人陳述書の提出を依頼した。
- 6 参考人は審査庁に対し、令和元年6月21日付けで参考人陳述書を提出した。
- 7 審査庁は当審査会に対し、令和元年7月2日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を変更して、公開を求める部分について、公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び令和元年8月20日実施の意見陳述によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 既に契約が済んでいる業務委託の落札予定価格等が、「市が行う契約事務に係る事務に関し、公にすることにより市の財産上の利益を不当に害するおそれがある。」との理由で公開されないことはおかしい。市の財産上の利益を不当に害するおそれとは、何を指しているのか具体的説明が無く理解しがたい。また、多くの他都市では同種の業務委託の入札や見積合わせが、契約後に落札予定価格等が公表されていることに鑑みると全く納得ができない。
- (2) 本件請求の対象としている各業務の委託契約については、長年にわたりほとんど同じ業者が受託しており、このような状態をチェックするために落札予定価格等の公開を求めているものである。
- (3) 実施機関は、市が持っている情報について「説明する責任」があり、本件処分により、市の事業内容を理解する一助となるべき、市民の「知る権利」を侵害された。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書及び令和元年8月20日実施の質疑応答によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 公開を求める部分については、条例第8条第4号イに該当し、市が行う契約に係る事務に関し、公にすることによって、市の財産上の利益を不当に害するおそれがあることから、非公開としたものである。
- 2 本件に係る委託業務は、その性質上、毎年度、おおむね同一の仕様により反復継 続して執行していることから、価格を大幅に変動させる要素が生じる可能性は低い。
- 3 このことから、契約締結後であっても、公開を求める部分を公開することは、その価格等が目安になって、事後の契約において落札予定価格等が類推されるおそれがあることから、これらを非公開としたものである。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書、令和元年8月20日実施の審査請求人の意見陳述及び質疑応答並びに同月同日実施の実施機関への質疑応答及び関係資料に基づき、本件処分のうち、公開を求める部分の処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。なお、当審査会の判断は、本件処分の当否に係るものであるから、両当事者の主張であっても、当該判断に影響を与えないと認められるものは、調査、審議の対象とはしていない。

1 非公開情報(条例第8条第4号イ)について

条例第8条第4号は、「市等又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とし、同号イでは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市等又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があることを非公開情報の要件としている。

「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格をいい、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法などに照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断することになる。

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、事務又は事業の根拠となる規定やその趣旨に照らして、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が、看過し得ない程度であることを意味し、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

「財産上の利益を不当に害するおそれ」の意味は、落札予定価格を事前に公にする ことにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、財産 上の利益が損なわれるおそれがあるものなどが考えられる。

また、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業の場合、ある個別の事務 又は事業に関する情報を公開することによって、将来の同種の事務又は事業の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれが生ずることも考えられる。

この点、条例は第1条の目的条項において、「市民の知る権利を尊重し、説明責任を 果たす」ことを掲げ、第8条においては、「公文書は原則として公開義務がある」こと を定めており、その例外として、非公開情報を個別に定めている。

したがって、公文書に記録されている情報の非公開情報該当性については、市民の知る権利や市民への説明責任を前提とし、それを上回る保護法益が実質的に存在するか否かという観点から判断されるべきものである。

これらを踏まえ、本件文書のうち、公開を求める部分の非公開情報該当性について 検討していく。

- 2 公開を求める部分の非公開情報該当性について
 - (1) 契約執行方法が「随意契約(単独見積り)」のものについて

本件文書に係る委託業務のうち、平成30年度におけるごみ収集・運搬業務の契約執行方法は、随意契約(単独見積り)によるものである。

当該業務については、諮問第27号(平成31年2月26日付け環政第122号)に おいて、当審査会で既に審議しており、当該諮問に対する答申(令和元年(2019年)8月9日付け情審第9号)で述べたとおり、公開を求める部分は、非公開情報に該当するものとは認められない。

(2) 契約執行方法が「指名競争入札」のものについて

本件文書に係る委託業務のうち、平成 30 年度におけるリサイクルセンター等 運転業務、蛍光灯ほか収集運搬業務、小動物収集及び焼却処理等業務、並びに大型ごみコール制収集運搬業務の4業務(以下「本件各業務」という。)について、実施機関は、毎年度、指名競争入札を実施している。条例第 20 条第4項に基づき、実施機関に提出を求めた直近9年間の契約状況をみると、平成27年度の蛍光灯ほか収集運搬業務を除けば、毎年度、本件各業務は、各々特定業者と契約を締結してきたことが認められる。

そして、実施機関によれば、本件各業務は、その性質上、毎年度、おおむね同一の仕様により反復継続して執行していることから、価格を大幅に変動させる要素が生じる可能性が低いとのことである。

そうであるならば、長年継続して契約してきた各特定業者及び指名競争入札に 参加した業者は、その契約実績等を分析して、翌年度の予算額及び落札予定価格 を高い精度で類推することが可能と考えられる。

また、直近9年間の契約状況をみても、契約金額が各々の前年度と比較して、 高騰するようなことは見られず、むしろ減少しているものも見受けられ、指名競 争入札による競争原理が働いていると言える。

加えて、本件各業務の契約事務の執行における競争の透明性及び公平性、また は事務事業を実施する上での経済合理性において、それらが著しく阻害されてい るような特段の事情は見受けられない。

これらの状況を踏まえると、たとえ本件文書の予算額及び落札予定価格を公にしたとしても、翌年度以降に、適正な額での契約が困難となり、財産上の利益を不当に害するなど、新たに業務の適正な執行に支障が生じることは考えられない。

以上の検討から、本件各業務においては、公開を求める部分を公にしたとして も、当該事務又は事業及び将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼ すおそれが具体的に存在するとは考えられないことから、公開を求める部分は、 非公開情報に該当するものとは認められない。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 付言

当審査会の結論は、上記のとおりであるが、次のとおり付言する。

- 1 上記「第7審査会の判断」でも述べているが、公文書は原則として公開する義務があり、公文書に記録されている情報の非公開情報該当性については、市民の知る権利や市民への説明責任を前提とし、それを上回る保護法益が実質的に存在するか否かという観点が重要である。したがって、実施機関においては、その点を踏まえた上で、慎重に判断されることを望む。
- 2 契約事務における落札予定価格等の情報について、他都市の例では、契約後に積極的に公表している状況も確認できる。条例第3条及び第26条においても、市の保有する情報は、積極的かつ的確に提供するよう努力義務が規定されていることから、実施機関においては、情報公開の趣旨を踏まえ、契約後における落札予定価格等の情報の積極的かつ的確な提供等について、今後、検討がなされることを期待する。

第9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和元年7月2日	審査庁からの諮問書を受付
令和元年7月5日	第74回情報公開審査会 事案の審議
令和元年8月20日	第 75 回情報公開審査会 審査請求人及び実施機関による
	意見陳述の聴取及び事案の審議
令和元年 10 月 2 日	第 76 回情報公開審査会 事案の審議
令和元年 11 月 25 日	第 77 回情報公開審査会 答申案の検討